

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5162

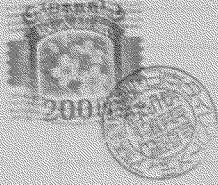
(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 30 日	支出額	50,000 円
項目	事務所費	充当額	40,000 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	政務事務所 家賃 10 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

5162

(2/2)



200円

領収書

関根信明 様

領収日 2025-09-30
領収書番号 REC-0000000121
登録番号 T5030001108388

件名 2025年10月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)

日本ダイレクトメディア株式
高橋 満広
331-0823
埼玉県さいたま市北区日進町2-789みらい日進

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

摘要	数量	単価	明細金額
2025年10月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)	1	50,000	50,000

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5163

(1/1)

日付	令和 7 年 9 月 30 日	支出額	176,407 円
項目	事務所費	充当額	158,766 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃料・駐車場 10 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [redacted] (以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	松本ビル 2階 201号室		
	所 在 地	(住居表示) さいたま市南区別所3-3-5 (登記簿)		
	構 造	鉄筋コンクリート造・陸屋根・地下1階付3階建		
	種 類	工場・事務所・共同住宅	新築年 月	昭和56年2月
	面 積	2階の一部 約50.89㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年6月1日 から 令和8年5月31日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年6月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額152,777円 (消費税10% 13,888円含む)	管理・ 共益費	月額7,130円 (消費税648円)
家 財 保険料	円	敷 金	458,331円 (賃料 3ヵ月分)
上下 水道代	月額3,000円 (消費税10% 272円含む)	礼 金	(賃料1ヵ月分) 152,777円 (消費税10% 13,888円含む)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃 料 等 の 支 払 方 法	☒ 振 込	[redacted]	

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	さいたま市南区別所3-3-5	
	名称	松本駐車場	指定場所 [REDACTED]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式		登録番号	
---------	--	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和5年6月1日から令和8年5月31日までの3年間		
目的物件の引渡し時期	令和5年6月1日		

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)		月額16,500円(消費税10% 1,650円含む)	
敷金		金 円	
支払期限： 毎月末日までに 翌月分 を支払う			
賃料等の 支払方法	☑振込		

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	[REDACTED]
----	------------

管理業者	[REDACTED]		
所在地	[REDACTED]		
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5164

(1/3)

日付	令和 7 年 9 月 30 日	支出額	66,440 円
項目	事務所費	充当額	59,796 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃貸料 1 0 月分		
備考	66000+440=66440		

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、  埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56707	07-09-30	12:40	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥66,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		↓ C 認証	
(1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		(使 買) 認 証	
お振込明細またはご案内			
お受取人	サイタマケソソソキノ		
	カソ		
	普通 0661651		
ご依頼人	クキミツヒ"ツツ"ト"ウツヤハンハ"イ(カ様		
	登録番号 0001		
ご依頼人	タカハツトツヒロ セイムカット"ウツ"ムツヨ様		
	電話番号 09018170065		
ご依頼人	取扱番号 400351		
	*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →		

印紙税申告納
 付につき浦和
 税務署承認済

政務活動費 領収書等貼付用紙

5164

(3/3)

賃貸借契約書			
令和 3 年 4 月 10 日			
賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1	
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社	
賃借人	住所		
	氏名	高橋 裕裕	
場所	加須市土手2-17-15（旧プレカット工場事務所 1F）		
賃料	1ヵ月 60,000円（別途、消費税）		
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。		
	※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。		
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヵ月ごとに合算分を請求する。		
期間	自 令和3年 5月 1日		
	至 令和4年 4月 30日 満 1 年間 ※ただし、期間満了3ヵ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。		
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転賃することを禁止する。		
解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 3 ヶ月前予告 解約可能		
振込先	 (ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5165

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 30 日	支出額	60,000 円
項目	事務所費	充当額	54,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	10, 11, 12 月分駐車場代		
備考			

領 収 証									
新井一徳事務所様					7年 9月 30日				
★ 60,000									
但 10.11.12月 駐車場代として 上記正に領収いたしました									
内 訳					横 山 農 園 代表 横 山 TEL 080-6671-XXXX 登録番号				
税抜金額									
消費税額等(%)									
内 訳									
税抜金額									
消費税額等(%)									

GR270025

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5166

(1/1)

日付	令和 7 年 9 月 30 日	支出額	90,000 円
項目	事務所費	充当額	81,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃（令和 7 年 1 0 月分）		
備考			

支払証明書あり

理由 口座引落としのため



更新覚書【住居】

貸与人 [REDACTED] (以下甲という)は、頭書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名 称	秋桜
所在地	〒 340-0808 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6
住戸番号	202 号室

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 03 月 18 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 17 日	

(3) 賃料・管理費・共益費・その他費用及び支払方法

賃料等	家賃	月額	90,000 円	共益費	月額	5,000 円
	駆けつけサポート/月払い	月額	1,100 円		月額	
	敷金		55,000 円	賃料	0 円	ヶ月相当分

更新費用	更新料	新賃料の 1 ヶ月分	90,000 円	非 課税	円	(10%対象)
	更新事務手数料	新賃料の 0 ヶ月分		課税	円	(10%対象)
		0 円 非		0 円		
		0 円		0 円		
住宅総合保険料について 全賃借員済済 WEB決済 ※保証会社連動の場合は、保証会社にて別途火災保険料が引落しとなります。						
合 計						90,000 円

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

- ・契約内容及び、特約事項等は新規契約時の契約内容を引継ぐものとする。
- ・24時間安心サポート:株式会社シード・コーポレーション フリーダイヤル 0120-410-554
- ・本契約は保証会社のエルズサポート特加入を必須とする。初回保証料:10,000円、年次保証委託料:10,000円、引落手数料は借主負担330円。
- ・更新費用及び更新事務手数料等支払いは毎月の家賃保証会社の賃料支払と同様の支払日、方法によるものとする。
- ・本物件入居中は、火災保険加入が必須とする。支払は借主にてクレジット月額払いとする。

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	[REDACTED]			
	貸主名	[REDACTED]	連絡請求書登録番号:	[REDACTED]	
賃貸代理	住所	〒 340-0806 埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F			
	TEL	048-935-5551			
管理業者名	株式会社 ハル	連絡請求書登録番号: T9030001147928			
	フリガナ	ウダガワユキオ			
借主(乙)	氏名	宇田川 幸夫		TEL	048-932-4055
		宇田川 幸夫 (2025年3月4日 14:50 GMT+9)		携帯	
	住所	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202		勤務先TEL	[REDACTED]
	勤務先名	[REDACTED]			
連絡先Eメール	メールアドレス	contact@udagawayukio.com			
連帯保証人及び担保額	フリガナ		担保額	借主との関係	
	氏名		生年月日	TEL	
※現契約書に基づく保証継続とする。	住所				
家賃債務保証業者	商号	エルズサポート			
緊急連絡先	氏名	[REDACTED]	続柄	[REDACTED]	TEL
	住所	[REDACTED]		携帯	[REDACTED]
更新時現在の入居者	続柄	氏名	性別	生年月日	携帯番号
	本人	宇田川幸夫	男性	1978年11月27日	
	従業員	[REDACTED]			

No.

〒340-0808
埼玉県八潮市緑町2丁目18-6
コスモス 202

宇田川幸夫 様

案内日 2024年12月23日

株式会社 ハル
〒340-0806
埼玉県八潮市伊草2丁目12-28
イノマタビル1F
TEL : 048-935-5551



契約更新の御案内 兼 請求書

拝啓 時下益々清栄のこととお喜び申し上げます。
現在ご契約頂いております物件の契約満了日が近づいて
おりますので、ここにご連絡申し上げます。
契約更新についての条件および費用は下記の通りでございます。

敬具

物件名	秋桜		部屋番号	202	
契約終了日	2025年03月17日		御契約者様	宇田川幸夫 様	
新契約期間	2025年03月18日 ～ 2027年03月17日				

御契約内容					3月分賃料御請求額	
項目	現在の御契約内容		更新後の御契約内容		更新月請求額	
	金額	消費税	金額	消費税	金額	消費税
家賃	90,000 円	0 円	90,000 円	0 円	90,000 円	0 円
共益費	5,000 円	0 円	5,000 円	0 円	5,000 円	0 円
駆けつけサポート/月払い	1,000 円	100 円	1,000 円	100 円	1,000 円	100 円
合計	96,100 円		96,100 円		96,100 円	

更新費用内訳		
項目	金額	消費税
更新料	90,000 円	0 円
更新事務手数料	0 円	0 円
合計	90,000 円	

必要書類	
書類名	

備考	
更新保証料10,000円は保証会社よりご請求となります。	

御請求金額	
90,000 円	

※契約更新料、更新事務手数料(消費税込)等のお支払いは、毎月の賃料と同様にエルズサポートとの取決めによる支払日、支払い方法となります。

※賃料と合算しての引落としとなりますので前日までのご準備をお願い致します。

更新契約書_秋桜_202

最終監査レポート

2025-03-04

作成日:	2024-12-23 (日本標準時)
ユーザー名:	株式会社 ハル
ステータス:	署名済み
トランザクション ID:	OBJCHBCAABAABnE6rP2LyGTv8dOnEt_VnXvEj8pgdPCj

履歴

-  株式会社 ハル が文書を作成しました
2024-12-23 - 15:17:41 GMT+9
-  文書が入力のために に電子メールで送信されました
2024-12-23 - 15:18:09 GMT+9
-  がフォームに入力しました
フォームの入力日: 2024-12-23 - 16:33:52 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  文書が署名のために contact@udagawayukio.com に電子メールで送信されました
2024-12-23 - 16:33:54 GMT+9
-  contact@udagawayukio.com が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 14:40:02 GMT+9
-  署名者 contact@udagawayukio.com は 署名時に 宇田川 幸夫 として名前を入力しました
2025-03-04 - 14:50:28 GMT+9
-  宇田川 幸夫 (contact@udagawayukio.com) が文書に電子サインしました
署名日: 2025-03-04 - 14:50:30 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  文書が承認のために に電子メールで送信されました
2025-03-04 - 14:50:32 GMT+9
-  が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 15:01:49 GMT+9
-  署名者 は 署名時に 株式会社ハル として名前を入力しました
2025-03-04 - 15:02:23 GMT+9
-  株式会社ハル が文書を承認しました
承認日: 2025-03-04 - 15:02:25 GMT+9 - タイムソース: サーバー



Powered by
Adobe
Acrobat Sign

✔ すべてのプロセスが完了しました

2025-03-04 - 15:02:25 GMT+9



Powered by
Adobe
Acrobat Sign

貸室賃貸借契約書

＜頭書＞

(1) 物件の表示	名称・案番号		コスモス 2階 202号室	
	所在地 埼玉県八潮市鏡町2丁目18-6			
	間取り	2LDK	専有面積	50.31㎡
	用途	経歴待合室	建物所有者	
(2) の当業者	貸借人 (甲)	大和リビング株式会社		
	貸借人 (乙)	宇田川 幸夫		
(3) 期間	契約期間 2025年03月18日から2025年03月17日まで2年間			
(4) 賃料等・支払条件	賃料	¥90,000	金 種 別	
	共益費	¥5,000	店 名	
			預金種別	
			口座番号	
			フリガナ	
			口座名義人	
			支払方法	振込口座振替・クレジットカード・お振込郵便
	月額合計	¥95,000	支払期限	翌月分を当月末日までに支払う
	更新料	更新料前賃料の1ヶ月分	滞り損害金	年14.6% (これを2025年として日割(年))
	礼金	¥225,000	損害賠償金	1ヶ月を上限とする
(5) 保証人	保証人 宇田川 幸夫			
	保証人 宇田川 幸夫			
(6) 管又連理は捨合先	名称 大和リビング株式会社			
	所在地 埼玉県八潮市大蔵六丁目8番地5 5F 5F			
(7) 特約・特記事項	連絡先 フリーダイヤル 0120-200-850 (大和リビングインフォメーションセンター)			
	京阪賃貸借契約書特約・特記事項参照			

340-0808

契約締結日
西暦 年 月 日

貸借人 (甲)	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地1 大和リビング株式会社 埼玉支店 支店長 稲子 芳之		お取り扱い事業所 埼玉県八潮市大蔵六丁目8番地5F 5F 大和リビング 八潮営業所	
	〒340-0801 埼玉県八潮市八郎431-1			
	フリガナ	氏 名	携帯電話	固定電話
	メールアドレス			
貸借人 (乙)	所在地	〒	電話 ()	印
	社 名		FAX ()	
	書類送付先		電話 ()	
	担当部署		FAX ()	
入居者の概要	氏 名	性別	生年月日	勤務先及び連絡先
	宇田川 幸夫	本人	1975年 11月 27日 (46才)	
			年 月 日 男・女	
			年 月 日 男・女	
保証会社	〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4手織門ファーストビル 2階		生年月日 西暦 年 月 日	
	フリガナ 株式会社イントラスト		この職務	
緊急連絡先	住 所		生年月日	
	フリガナ		氏 名	
紹介	固定電話 ()		携帯電話 ()	
紹介				

※宅内調査員は記載事項：免許番号、住所、会社名、代表者名、電話番号、登記簿上の住所を記載し、印を捺印する。

大和リビング株式会社 漢字JBBB 230A

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5167

(1/1)

日付	令和 7 年 9 月 30 日	支出額	17,600 円
項目	事務所費	充当額	15,840 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代（2 台分）令和 7 年 10 月分		
備考			

支払証明書あり

理由 口座引落のため



更新覚書【駐車場】

貸貸人 [REDACTED] (以下甲という)は、頭書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名称	秋桜駐車場		
所在地	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6		
区画番号	No.	[REDACTED]	

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 04 月 01 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 31 日	

(3) 駐車料及び支払方法

賃料	駐車料	月額	8,800 円	課 (うち消費税額: 800 円) (10%対象)
	敷金	円	賃料 0 円	ヶ月相当分

更新費用	更新事務手数料	新賃料の 0 円	ヶ月分	円	課 (うち消費税額 円) (10%対象)
------	---------	----------	-----	---	----------------------

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

・区画移動の際は、新規契約扱いとなり改めて変更手数料(1ヶ月+税)が発生する。
・駐車車両は普通車両のみとし、トラック(軽トラ含む)等作業車となるものは駐車禁止とする。
・駐車場区画には車両のみを駐車するものし、私物等車両以外のものを置くことは一切禁止とする。尚、当該駐車場区画を利用する車両は届け出ている車両のみとする。
・保管場所使用承諾証明書 発行手数料は1区画につき3,300円(税込)を支払うものとする。
・電気自動車用EVスタンドを利用する場合は管理会社への事前予約を必要とする。使用方法は現地案内を確認するものとする。支払方法はクレジット払いのみとする。

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	[REDACTED]		
	貸主名	[REDACTED]		
賃貸人代理	住所	〒 340-0806	TEL	048-935-5551
	管理者名	埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F	連絡請求書登録番号:	T9030001147928
借主(乙)	フリガナ	ウダガワユキオ	TEL	048-932-4055
	氏名	宇田川 幸夫	携帯	
	住所	宇田川 幸夫 (2025年3月4日 14:46 GMT+9)	勤務先TEL	[REDACTED]
	勤務先名	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202		
	メールアドレス	contact@udagawayukio.com		
連帯保証人及び極度額 ※現契約書に基づく保証継 続とする。	フリガナ		極度額	借主との関係
	氏名		生年月日	TEL
	住所		携帯	
家賃債務保証業者	商号	エルズサポート		
緊急連絡先	氏名	[REDACTED]	続柄	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]

(7) 車両等

メーカー/車種	色	登録番号
ダイハツ	シルバー	[REDACTED]

更新契約書_秋桜駐車場_002

最終監査レポート

2025-03-04

作成日:	2024-12-23 (日本標準時)
ユーザー名:	株式会社 ハル
ステータス:	署名済み
トランザクション ID:	OBJCHBCAABAEE7YZ3q1d4GI2OR4GoYS5Gq-ohlqhvcmq

履歴

-  株式会社 ハル が文書を作成しました
2024-12-23 - 15:24:50 GMT+9
-  文書が署名のために contact@udagawayukio.com 様に電子メールで送信されました
2024-12-23 - 15:25:19 GMT+9
-  contact@udagawayukio.com 様が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 14:44:38 GMT+9
-  署名者 contact@udagawayukio.com 様は 署名時に 宇田川 幸夫 として名前を入力しました
2025-03-04 - 14:46:48 GMT+9
-  宇田川 幸夫 (contact@udagawayukio.com) 様が文書に電子サインしました
署名日: 2025-03-04 - 14:46:50 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  文書が承認のために 様に電子メールで送信されました
2025-03-04 - 14:46:52 GMT+9
-  様が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 15:01:29 GMT+9
-  様が文書を承認しました
承認日: 2025-03-04 - 15:01:38 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  すべてのプロセスが完了しました
2025-03-04 - 15:01:38 GMT+9



Powered by
Adobe
Acrobat Sign



更新覚書【駐車場】

貸貸人 [REDACTED] (以下甲という)は、頭書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名称	秋桜駐車場		
所在地	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6		
区画番号	No.	[REDACTED]	

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 03 月 18 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 17 日	

(3) 駐車料及び支払方法

賃料	駐車料	月額	8,800 円	課 (うち消費税額: 800 円) (10%対象)
	敷金	円	賃料 0 円	ヶ月相当分

更新費用	更新事務手数料	新賃料の 0 円	ヶ月分	円	課 (うち消費税額 円) (10%対象)
------	---------	----------	-----	---	----------------------

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

・区画移動の際は、新規契約扱いとなり改めて変更手数料(1ヶ月+税)が発生する。	
・駐車車両は普通車両のみとし、トラック(軽トラ含む)等作業車となるものは駐車禁止とする。	
・駐車場区画には車両のみを駐車するものし、私物等車両以外のものを置くことは一切禁止とする。尚、当該駐車場区画を利用する車両は届け出ている車両のみとする。	
・保管場所使用承諾証明書 発行手数料は1区画につき3,300円(税込)を支払うものとする。	
・電気自動車用EVスタンドを利用する場合は管理会社への事前予約を必要とする。使用方法は現地案内を確認するものとする。支払方法はクレジット払いのみとする。	

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	[REDACTED]		
	貸主名	[REDACTED]		
賃貸人代理	住所	T 340-0806	連絡請求書登録番号:	※業法第18条第1項に基づき印鑑省略
	管理人名	埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F	TEL	048-935-5551
借主(乙)	フリガナ	ウダガワユキオ	連絡請求書登録番号: T9030001147928	
	氏名	宇田川 幸夫	TEL	048-932-4055
	住所	宇田川 幸夫 (2025年3月4日 14:43 GMT+9)	携帯	
	勤務先名	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202	勤務先TEL	[REDACTED]
	メールアドレス	[REDACTED]		
連帯保証人及び極度額	フリガナ	contact@udagawayukio.com	極度額	
	氏名		生年月日	
※原契約書に基づく保証継続とする。	住所		TEL	
			携帯	
家賃債務保証業者	商号	エルズサポート		
緊急連絡先	氏名	[REDACTED]	連絡	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]	携帯	[REDACTED]

(7) 車両等

メーカー/車種	色	登録番号
トヨタ		[REDACTED]

更新契約書_秋桜駐車場_006

最終監査レポート

2025-03-04

作成日:	2024-12-23 (日本標準時)
ユーザー名:	株式会社 ハル
ステータス:	署名済み
トランザクション ID:	OBJCHBCAABAAur-uTmRBgV8Y96Y-DfyFva2g9JUfo3De

履歴

-  株式会社 ハル が文書を作成しました
2024-12-23 - 15:21:09 GMT+9
-  文書が署名のために contact@udagawayukio.com 様に電子メールで送信されました
2024-12-23 - 15:21:59 GMT+9
-  contact@udagawayukio.com 様が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 14:40:02 GMT+9
-  署名者 contact@udagawayukio.com 様は 署名時に 宇田川 幸夫 として名前を入力しました
2025-03-04 - 14:42:59 GMT+9
-  宇田川 幸夫 (contact@udagawayukio.com) 様が文書に電子サインしました
署名日: 2025-03-04 - 14:43:01 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  文書が承認のために 様に電子メールで送信されました
2025-03-04 - 14:43:03 GMT+9
-  様が文書を承認しました
承認日: 2025-03-04 - 15:00:57 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  すべてのプロセスが完了しました
2025-03-04 - 15:00:57 GMT+9



Powered by
Adobe
Acrobat Sign

②

西暦 年 月 日		昭和 年 月 日		印	
貸貸人(甲)					
貸貸人(乙)の代表人		〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地1 大和証券株式会社 埼玉支店 支店長 稲子 芳之		お取り扱い事業所 埼玉博入前市大和六丁目8番地5スト ラップ (株) 八潮営業所	
貸借人(乙)		住 所 〒340-0808 埼玉県八潮市曙町2丁目18-6コンスモス 202号室 フリガナ 氏 名 99'まり ちか メールアドレス 所在地 〒 社 名 通帳送付先 担当部署 担当者名 FAX ()		携帯電話 固定電話 電話 () FAX () 電話 () FAX ()	
密に、本証券に付随する下記住宅の賃貸借契約を締結した場合に下記上書欄記入不要 住宅名 身名					
貸借人の概要		氏 名 中田 市夫 生年月日 西暦 1978年 11月 31日 (例) 号 職 務 先 所 在 地 緊急連絡先 主使用者氏名 主使用者住所		電 話 その他連絡先 電 話 () その他連絡先	
保証会社		〒102-0083 住 所 東京都千代田区麹町1-4千代田ファーストビル 2階 フリガナ 住友 氏 名 住友 生年月日 西暦 年 月 日 株式会社イントラスト 乙との続柄 固定電話 03-2338-9250 携帯電話 ()			
緊急連絡先		住 所 フリガナ 氏 名 株式会社イントラスト 固定電話 () 携帯電話		生年月日 乙との続柄	
媒介					
媒介					

②

契約締結日

貸貸人(甲)					
貸貸人(甲)の代理人		〒330-0081 埼玉縣さいたま市中央区新都心11番地1 大和ビルディング株式会社 埼玉支店 支店長 稲子 芳之		お取り扱い事業所 埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5スト ライフ 1階 八潮営業所	
貸借人 (乙)	個人	住所 〒345-0801 埼玉県八潮市八幡431-1 フリガナ フリガナ 氏名 氏名 メールアドレス		携帯電話 固定電話	
	法人	所在地 〒 社名 書翰送付先 担当部署		電話 () FAX () 電話 () FAX ()	
	個人	所在地 〒 社名 書翰送付先 担当部署		電話 () FAX () 電話 () FAX ()	
※2の甲、本駐車場に付随する下記住宅の賃貸借契約を締結した場合下記住所上書欄記入不要 住宅名 号室					
貸借人の概要	個人	氏名 宇田川 幸夫 勤務先 勤務先 所在地 所在地 緊急連絡先		生年月日 西暦 1978年 11月 27日 (男) 女 電話 その他連絡先	
	法人	主使用者氏名 主使用者住所		電話 () その他連絡先	
	個人	氏名 宇田川 幸夫 勤務先 勤務先 所在地 所在地 緊急連絡先		生年月日 西暦 1978年 11月 27日 (男) 女 電話 その他連絡先	
保証会社		〒105-0083 住所 東京都千代田区港町1-4半蔵門ファーストビル 2階 フリガナ (イタス) 生年月日 西暦 年 月 日 氏名 株式会社インタラス 乙との統括 固定電話 03-6213-0250 携帯電話 ()			
緊急連絡先		住所 住所 フリガナ フリガナ 生年月日 生年月日 氏名 氏名 乙との統括 固定電話 () 携帯電話 携帯電話			
備考					
備考					

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5168

(1/3)

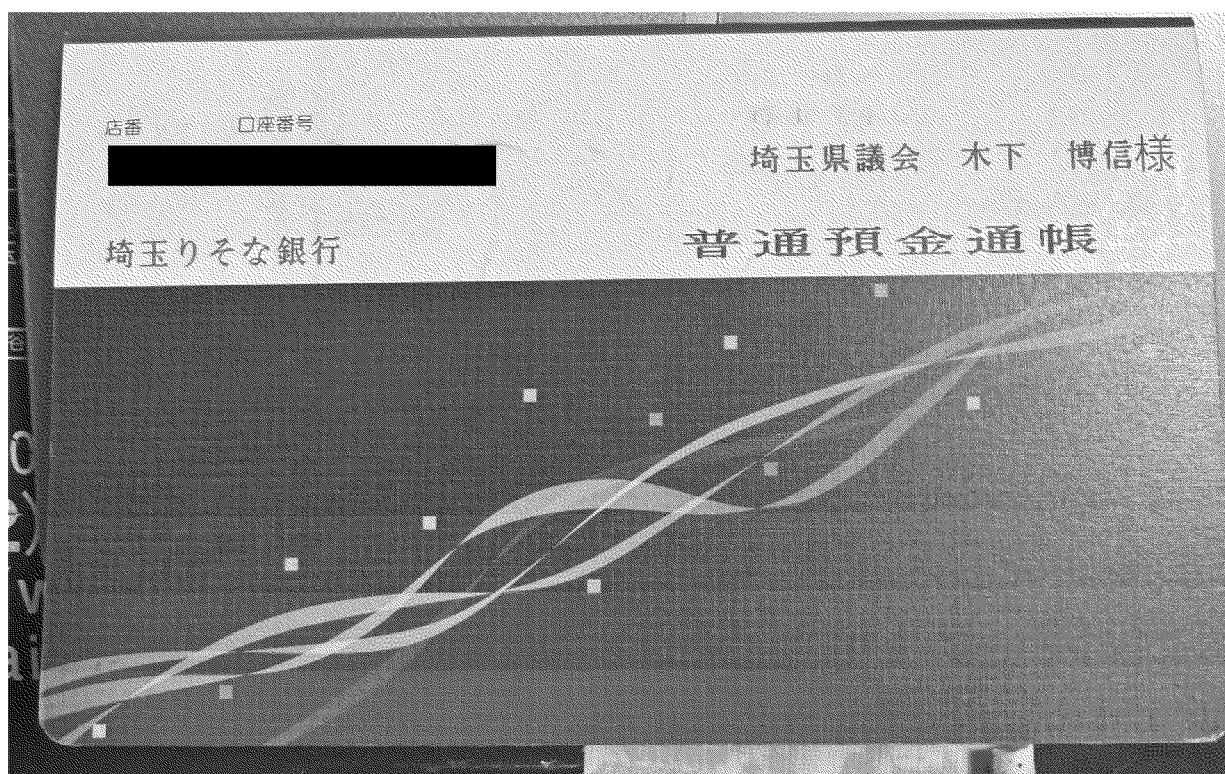
日付	令和 7 年 9 月 30 日	支出額	12,980 円
項目	事務所費	充当額	10,384 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	事務所セコム 9 月請求分		
備考	政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため按分した額とする		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5168

(2/3)



政務活動費 領収書等貼付用紙

5168

(3/3)

年 月 日	摘 要	お 支 払 金 額	お 預 り 金 額	差
1				
2				
3	07-09-30 .振替	*12,980	セコム.カ	
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5169

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 30 日	支出額	135,440 円
項目	事務所費	充当額	121,896 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃/令和 7 年 10 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

5169

(2/2)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 ***[REDACTED]
取扱店 39842	お取引日 07-09-30	時刻 09:12
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥135,000	手数料 ¥440
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 円 千 千 円		印紙税 C 認証

お振込明細またはご案内	電信
お受取人 サイタマケンシンキン サカト 普通 8289798 ファイソエステート(カ様 登録番号 0005	
お支払人 オカワタシ セイムカット ウツムシヨ様	
電話番号 [REDACTED] 取扱番号 400028	

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

更新同意書

物件の表示

所在地

名称

八幡店舗

賃貸人

賃借人

小川 直志

こちらをご返送お願いします。

NS
日本住宅ローン保証株式会社

【現行の契約内容】

令和4年2月12日～令和7年2月11日

項目	金額
月額賃料	130,000
管理費	5,000
敷金	270,000
火災保険(2年)	20,000

【新契約内容】

令和7年2月12日～令和10年2月11日

項目	金額
月額賃料	130,000
管理費	5,000
敷金	270,000
火災保険(2年)	20,000
・原賃貸借契約及び特約内容を引き継ぐ事。	

私は上記物件の賃貸借契約を本書記載の通り更新する事を同意し、更新費用を別紙請求書の通りお支払いします。尚、原賃貸借契約及び特約内容を引き継ぐ事。

退去時原状回復及び退去時清掃代の負担が有る場合は退去時

賃借人様、ご記入・

ご捺印(認印)をお願いします。

ご記入

賃借人	住所				
	氏名	小川 直志	電話番号		
連帯保証人	住所				
	氏名		自宅携帯		
	勤務先		勤務先電話		

代理人

ファインエステート(株)

埼玉県坂戸市八幡2-3-2

TEL049-288-1101

保証人様、ご記入・

ご捺印(認印)をお願いします。

NS
日本住宅ローン保証株式会社

令和4年2月12日

下記の不動産について宅地建物取引業法第35条の規定に基づき次の通り説明します。
その内容は重要ですがお分りいただけるようお願い申し上げます。

姓 名	埼玉県知事 橋本 良平	昭和何年何月何日生	登録番号	第 何 号
生 年 月 日	平成 28 年 6 月 6 日	建設施設	氏 名	
主たる事業所の所在地、商号、名称・代表者	埼玉県坂戸市八幡 2-2-2 フライングスター 株式会社 伊東 孝 TEL049-288-1101	事業所に設置する建設物の所在地、名称・名称	TEL 049-288-1101	
		竣工 価格	延べ 消費税	設計業者

所在地	埼玉県坂戸市八幡1-1-2
-----	---------------

物件の表示	所在地	八幡店舖	
	名称	森八幡店舖	
	種類	敷地建物住宅	
	構造	木造	
	用途	店舗	
	面積	63.10㎡	築年 月 1998年2月
交通	通武蔵上線 板戸駅	徒歩 13分	
交	氏名	住生	
管理の委託先	株式会社	ファイニエスアート株式会社	
	〒	〒104-0041 東京都中央区新富町2-3-2	TEL03-288-1101

2. 登記簿に記載された事項

所有名義人	氏名:	住所:
甲区	所有者にかかる権利に関する事項	乙区 所有者以外の権利に関する事項の概要 担当権 有

水	込管 (メーター専用)	流戸水道金具類	049 (283) 1952
電	気 東京電力 (メーター専用)	東 京 電 力	0120 995441
ガ	ス 都市ガス (メーター専用)	販 売 ガ ス	0120-352-025
排	水 公排水	ガ ス 台	無
台	所 専用	電 暖 房	無
トイ	レ 専用 (水洗)	浴 池	設置 (可)
常	備		
備	備 品 (洗濯機・冷蔵庫・炊飯器)	※店内の物は全て盗難物	

②市町村の事務に関する法律 ③新都市建設法 ④交通支那市街地の整備に関する法律 ⑤福祉法

- | | |
|-------------------------|-------------|
| 5. 当該建築物が土砂災害警戒区域内に否か | 土砂災害警戒区域外 |
| 6. 当該建築物が造成宅地防災区域内に否か | 造成宅地防災区域外 |
| 7. 当該建築物が造成地帯水害警戒区域内に否か | 造成地帯水害警戒区域外 |

9. 飛躍診断について

昭和66年5月31日以前に新築の工事が終了した建築物（敷地） 附置診断の有無（無）

10. 取締役の種類及び期間

No.	品名	製造国名
10.	美術の種類及び期間	

[illegible]

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領した。なお契約成立時には報酬額 135,000円を支払うことを承諾した。

金額 4 個 2月12日

日期: [REDACTED] 姓名: 四川省

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5170

(1/1)

日付	令和 7 年 9 月 30 日	支出額	140,000 円
項目	事務所費	充当額	112,000 円
細目	事務所費	按分率	4/5
摘要	9 月事務所家賃		
備考			

支払証明書あり

理由 引き落としのため

貸店舗賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と 借主 立石 泰 広
(以下乙という) と 連帯保証人 [REDACTED] (以下丙という) とは、下記条項に
基づき店舗賃貸借契約を締結した。

第1条 【物件の表示】

甲はその所有する下記建物（以下本件建物という）の1部である下記表示部分を
（以下賃貸借物件という）を乙に賃貸することを約し乙はこれを承諾した。

所在地	埼玉県川口市西川口6丁目4番13号
名称	第一ドリームハイツ
構造	鉄骨造・3階建 陸屋根
賃貸面積	総面積933.19㎡の内1階 101号 店舗面積 約50.48㎡（15.27坪）

第2条 【使用目的】

賃貸人は、賃貸借物件を（事務所）の目的にのみ使用し、その他の目的に使
用してはならない。

第3条 【賃貸借期間】

賃貸借期間は、令和5年 4月 1日から令和8年 3月31日迄の満3ヶ
年間とする。

第4条 【賃貸借期間中の解約】

賃貸借期間中に本契約を解約しようとする場合には、賃貸人は6ヶ月前、賃借人
は3ヶ月前迄に相手方に対し書面によりその予告をしなければならない。但し、
賃借人は、予告を変えて、3ヶ月分の賃借料相当額を支払い、即時解約すること
ができる。

第5条 【賃料、共益費、及び賃料、共益費の改定】

賃貸借の賃料は、月額金140,000円也（-----）、共益費は、月額金
-----円（消費税含む）とし賃借人は毎月末日までに翌月分を、賃貸人若し
くはその指定人に支払うか、或いはその指定口座に振り込むものとする。その場
合、振込手数料は賃借人が負担するものとする。但し、1ヶ月に満たない賃料は、
その月の日数によって日割り計算とする。

- 前項の賃料は、物価の変動、土地、建物に対する公租公課、その他経費の増加、
近隣土地建物賃料の変動、その他経済事情の変動に基づく事情により、当該賃料
が不相当と認められるに至ったときは、賃貸人及び賃借人の協議の上、これを改
定することができる。

第6条 【付加使用料】

賃借人の賃貸借物件使用に関連して生ずる賃貸借物件内の冷暖房費、及び電気、ガス、水道料などの費用（付加使用料）は、一切賃借人の負担とする。

第7条 【禁止事項】

賃借人は次の行為をしてはならない。

1. 賃借権の譲渡（担保提供その他これに準ずる場合を含む）及び賃借物件の転貸（共同使用その他これに準ずる場合を含む）
2. 賃借物件の用途変更
3. 名義の如何を問わず事実上第三者の使用に供する事。
4. 爆発物、発火の恐れのある物等の危険物、不潔、悪臭、その他、他人の迷惑となる物品の持ち込み。

第8条 【原状変更】

賃借人が、賃借物件に造作、設備の新設、除去、変更、その他原状を変更しようとするときは、賃貸人に対し、予めその設計図を呈示して、承諾書を得なければ着手できないものとし、それに要する費用は一切賃借人の負担とする。

第9条 【賃借人の代表者及び業種変更】

賃借人は、その代表者（取締役、支店長、その他名称の如何を問わず賃貸借物件の使用責任者）に変更があったときや、営業種目業態を変更しようとするときは、速やかにその旨を賃貸人に通知して、その承諾書を得なければならない。

第10条 【損害賠償】

賃借人又はその代理人、使用人、工事請負人、その他関係者の故意又は過失によって、賃貸人又は他の賃借人若しくは第三者に損害を与えた場合は、賃借人が一切の賠償をしなければならない。

第11条 【免責事項】

地震、火災、水害等の災害、盗難その他賃貸人の責に帰することのできない事由によって賃借人が蒙った損害に対しては、賃貸人は一切その責を負わないものとする。

第12条 【建物の管理】

賃貸人又はその使用人は、建物保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要あるときは、予め賃借人に通知した上で、賃貸借物件に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずる事ができる。但し、非常の場合など、賃貸人が予めこの旨を賃借人に通知できないときは、事後速やかに賃借人に報告するものとする。

2. 前項の場合、賃借人は賃貸人の措置に対し協力しなければならない。

第13条 【借主の管理義務】

乙は本物件の善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
乙は、特に本物件の火災防止に留意するものとする。

第14条 【敷金】

本契約に基づく債務の履行を担保するため、賃借人は敷金として金230,000円也を本契約と同時に賃貸人に預け入れるものとする。但し、賃貸人はこれに対し利息を付さない。

2. 賃借人は賃貸借期間中は、敷金を以て賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充当することができない。
3. 敷金は本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を完全に明け渡し、且つ賃貸人に対する一切の債務を賃借人が完済した3ヶ月後、若しくは賃貸人が新たに賃貸して、保証金、又は敷金等の預託を受けたときの何れか早い時点に、賃借人に対して返還するものとする。
4. 賃借人は敷金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保の用に供してはならない。

第15条 【賃貸借契約の消滅】

天災地変その他不可抗力により、建物の全部又は一部が滅失若しくは破損して、賃貸借物件の使用が不可能になった場合は、本契約は当然終了するものとする。

2. 前項の場合、賃貸人は未返還の敷金を賃借人に返還する。

第16条 【貸主の解除権】

賃借人が次の場合の何れか1つに該当するときは賃貸人は何らの催告無しに、本契約を解除する事ができるものとし、この場合賃貸人が損害を蒙ったときは、賃借人に対してその損害の賠償を請求する事ができる。

1. 賃料その他債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃貸借物件を無断で第2条の目的以外に使用したとき。
3. 第7条の規定に違反したとき。
4. 他の賃借人の占有使用に著しい妨害を与えたとき。
5. 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の1つに違反したとき。
6. 仮差押、仮処分、強制執行、破産、会社整理、会社更正、解散若しくは死亡、禁治産の宣告などがあったとき。
7. 著しく信用を失墜する事実があったとき。
8. 賃借人又はその使用人の故意又は過失により、賃貸借物件を著しく棄損し、又は賃貸借物件内で火災を発生せしめたとき。

第17条 【看板その他】

本物件建物外部に取り付ける看板、並びに1階入口共用付近の造作、置き看板などは、建物の品位を保ち、且つ全賃借人の公平を図るため、賃貸人の指定する場所以外は掲示することができない。又指定の場所といえども、その工事に要する費用は賃借人の負担とする。

第18条 【設備などの負担】

賃借人の営業種目、業態により、消防法並びに、その他の法の定めにより生ずる設備などは、全て賃借人の負担とする。

第19条 【造作買取請求権等】

賃借人は、賃貸借物件の明け渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料、権利金など、一切の請求はもちろん、賃貸借物件に自己の費用を以て施設した諸造作、設備などの買い取りを賃貸人に請求することができない。

第20条 【原状回復義務等】

本契約終了と同時に賃借人は賃貸借物件内に設置した造作、その他の設備及び賃借人所有の物件を自己の費用を以て収去し、原状に復してこれを賃貸人に明渡すものとする。この場合において、賃借人が速やかに原状回復の処置を執らなかったときは、賃貸人は賃借人の費用負担において原状回復の処置を執ることができるものとし、賃借人はこれに対し、一切異議を申し立てないものとする。但し、原状回復の程度に就いては賃貸人が決定できるものとし、内装部分が残った場合も、賃借人は賃貸人に対し、一切の買い取り請求はできないものとする。

2. 本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を明渡した後に、賃貸借物件内に残置した賃借人の所有物があるときは、賃貸人は任意にこれを処分することができる。
3. 本契約終了と同時に、賃借人が賃貸借物件を明渡さないときは、賃貸人は本契約終了の翌日から明渡し完了に至る迄の賃料、及び付加使用料相当額の損害金を支払うはもちろん、そのため賃貸人が特別の損害を蒙ったときは、その損害をも賠償しなければならない。

第21条 【契約の更新】

本契約の更新は、本契約期間満了の6ヶ月前（賃貸人）、3ヶ月前（賃借人）迄に双方から解約の申し出が無い限り、賃貸人及び賃借人協議の上、期間満了の1ヶ月前までに契約更新を完了させるものとする。その際、賃料及び共益費の改定は賃貸人、賃借人双方協議の上、決定するものとする。

第22条 【協議事項】

本契約に定めのない事項、並びに契約条項の解釈に疑義が生じたときは、賃貸人及び賃借人は誠意をもって協議し、その解決に当たるものとする。

第23条 【連帯保証人】

連帯保証人は本契約に基づき、賃借人の負担する一切の債務履行に関し、賃借人と連帯してその責に任ずるものとする。但し、連帯保証人がその責に任ぜざるに至ったときは、賃貸人は賃借人に対して連帯保証人に変更、又は追加を求めることができる。

第24条 【付保険】

賃貸人及び賃借人は、火災等の災害に備え、各自所有物件についてその負担において損害保険に加入するものとする。

第25条 【合意管轄】

本契約に関する紛争については、浦和地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第26条 【強制執行】

乙は本契約上の金銭債務の履行を成さないときは、強制執行に付する事を認める。

第27条 【修繕及び費用負担】

本契約に関する修繕及び経費については次により各自負担とする。

(甲の負担するもの)

1. 賃貸借物件内を含む本件建物の主要構造部分の維持管理の為の修繕費用。
2. 本件土地建物に対する公租公課
3. 本件建物に関する火災保険料

(乙の負担するもの)

1. 賃貸借物件内に乙が設置した設備機器の修繕及び主要構造部分以外の修繕費用
2. 乙が設置した設備機器、什器備品などの保険料
3. 賃貸借物件内の空調、電気工事及び内外装工事、看板工事一式の費用

第28条 【遅延損害金】

乙は本契約上、第5条の家賃、共益費等を支払期日までに全部、又は一部を支払わなかった時は、延滞した家賃等の額に対し支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、年(365日当たり)14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞損害金を甲に支払わなければならない。

第29条 【特約条項】

1. 本物件建物外壁に看板等を取り付ける場合、甲の承諾を得る事とし、乙はその他の賃借人に迷惑をかける事のない取り付けをする事。
2. ダクト関係の排気は甲の承諾を得た場所に設置する事。
3. 賃料の振込先 
4. 更新契約の際に、乙は更新料として新家賃の1.5ヶ月分を甲に支払う事とする。
5. 当マンション敷地内にて駐車場使用料を賃料に含むものとする。

上記各条項承諾の上、確実に履行する事を誓約し、各自署名捺印して、店舗賃貸借契約証書とする。後日のために、本証書を2通作成し、双方1通ずつ所有するものとする。

令和5年 8月 2 日

(甲) 賃貸人

住所

氏名

(乙) 賃借人

住所

氏名

立石 泰広

TEL

(丙) 連帯保証人

住所

氏名

TEL

仲介業者

埼玉県知事(13)第6079号

埼玉県川口市西川口1丁目6番

株式会社 大槻工務店

代表取締役 大槻和彦

TEL 048-256-7377

宅地建物取引士

登録番号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5171

(1/1)

日付	令和 7 年 9 月 30 日	支出額	7,000 円
項目	事務所費	充当額	6,300 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場 1 台目 9 月分		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

支払証明書あり

理由

駐車場賃貸借契約書
(自動車保管場所)

所在地	蓮田市東6丁目5番地	第 〇 号
車種及びナンバー	[REDACTED]	
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也	

- 貸主(甲)と借主(乙)は前記条項を双方承諾の上、
第1条 賃貸借契約は、〇〇年〇月〇日より〇〇年〇月〇日まで/ヶ年とする。賃し期間満了の場合、延長あれば当事者合議の上本契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月 〇 日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと。万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。道路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借物の毀損及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に準により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

- 第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

〇〇年〇月〇日

貸主(甲) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

借主(乙) 住所 蓮田市東6-8-4
氏名 森 伊久磨
印 [REDACTED]

双方同意の上、自動更新

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5172

(1/1)

日付	令和 7 年 9 月 30 日	支出額	7,000 円
項目	事務所費	充当額	6,300 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場 2 台目 9 月分		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

支払証明書あり

理由

駐車場賃借契約書
(自動車保管場所)

所在地	蓮田市東6丁目5番地
車種及びナンバー	京 〇 号
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也

貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上契約を締結する。

- 第1条 賃借期間は〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分より〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分までとする。貸し期間満了の際、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月 末 日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと。万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに契約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込をしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

待約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共に署名捺印して各1通を所持する。

貸主(甲) 住所 氏名 印

借主(乙) 住所 蓮田市東6-8-8 氏名 森伸之雄 印

双方同意の上、自動更新

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5227

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 1 日	支出額	330,000 円
項目	事務所費	充当額	264,000 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所家賃として		
備考	令和 7 月 10.11.12 月分		

政務活動費 領収書等貼付用紙

5227

(2/2)

領収証 美田むねあき県政事務所 様 No. _____

★ ￥110,000-

但 令和7年10月分事務所家賃費 417

2025 年 10 月 1 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ワケ-87

領収証 美田むねあき県政事務所 様 No. _____

★ ￥110,000-

但 令和7年11月分事務所家賃費 417

2025 年 11 月 1 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ワケ-87

領収証 美田むねあき県政事務所 様 No. _____

★ ￥110,000-

但 令和7年12月分事務所家賃費 417

2025 年 12 月 1 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ワケ-87

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。) と 借主 美田宗亮 (以下「乙」という。) は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	采女貸事務所		階 号室
				区画番号()
	所 在 地	(住居表示)埼玉県三郷市采女1-91 (登記簿)三郷市采女1丁目91番地		
	構 造	軽量鉄骨造 木造瓦葺／(2)階建		
	種 類	物置居宅	新築年 月	平成18年 9月
	面 積	115.08㎡の一部		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2025年 4月 1日 から	2028年 3月 31日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期	2028年 4月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 110,000 円 (内消費税相当額 10,000 円)	管理・ 共益費	月額 円 (別途消費税相当額 円)
家 財 保険料	円	敷 金	1,000,000 円 (預かり済)
更新料	100,000 円	事務 手数料	55,000 円
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで	
☒ 持 参	持 参 先	埼玉県三郷市采女1-91	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)
	(自 宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携 帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称	
所在地	TEL	
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	
	(賃貸不動産経営管理士：登録番号	)
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☐ 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	☐ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

甲乙協議の上決定するものとします。

頭書(9) 特約事項

1. 賃料に電気代、水道代、家具代を含めるものとします。
2. 駐車場1台含めるものとします。
3. 1年前更新とします。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2025 年 3 月 28 日

甲・貸主	氏名		印	TEL
	住所			
乙・借主	氏名	美田 宗亮		TEL
	住所			
丙・連帯保証人	氏名		印	TEL
	住所			
	極度額	円		

宅地建物取引業者	A		B	
	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県吉川市美南3-9-13KBM101 048-984-7824	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社KBMプロパティ	商号又は名称	
	代表者の氏名	小林 充則	代表者の氏名	
宅地建物取引士	免許証番号	埼玉県 知事 (1)第 24414号	免許証番号	大臣 知事 ()第 号
	免許年月日	令和3年 2月 19日	免許年月日	年 月 日
	氏 名		氏 名	
	登録番号		登録番号	() 第 号
宅地建物取引士	業務に従事する 事務所名	株式会社KBMプロパティ	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	埼玉県吉川市美南3-9-13KBM101 048-984-7824	事務所所在地 TEL	

※国は原則として実印
※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の業務に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと

- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
 - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
 - 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
 - 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
 - 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができ

ない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

- 2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5269

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 3 日	支出額	133,100 円
項目	事務所費	充当額	15,456 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	自民党越谷支部と共同事務所のため折半 事務所家賃 R7.10 月分		
備考	$(133,100 \text{ 円} \times 9 \text{ 日} \div 31 \text{ 日}) \times 50 \% \times 80 \% = 15,456 \text{ 円}$		

政務活動費 領収書等貼付用紙

5269

(2/2)

領 収 証		No. 008539
銭井明 様		2025 年 10 月 18 日
金額	¥133,100-	
但し 森田ビル201号室 2025年10月分賃料として(2025年10月3日入金)		
上記の金額正に領収いたしました		
内 訳	BEST HOUSING	
税抜金額	株式会社ベストハウジング	
消費税額等(%)	☒ 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号 TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029 ☐ 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号 TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582 ☐ 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市水川町2129番地1 TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140 ☐ 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番5号 TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403 ☐ 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8 TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885	
社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。		

建 物 賃 貸 借 契 約 書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構 造・規 模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用 途	事務所		
契 約 面 積	2 階部分	35.34	m ²

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 1 日 から	3 年 0 月間	
終期	2026 年 6 月 30 日 まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃 料	月額	117,700 円	(内消費税等 10,700 円・税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等 1,400 円・税率 10 %)
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の 3 ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・数引			
		円	円
礼 金		円	
賃料等の支払方法	支 払 時 期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う	
	☒ 振込 ☐		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別
	口座番号		口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

更新料の金額	☒ 新賃料の 1 ヶ月分 ・ ☐ 円
--------	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・この場合借主は書面にて承諾の依頼をするともに配置図などを添付することとする。
- ・貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。
- ・消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 代理印 電話番号 [REDACTED]
借主 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6
氏名 浅井 明 電話番号 048 (962) 5777
連帯保証人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]
極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
取引態様 ☐ 媒介 ・ ☒ 代理 取引態様 ☐ 媒介 ・ ☐ 代理
免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号 免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6 事務所所在地
商号 株式会社 ベストハウジング 商号
代表者等 八巻 康雄 代表者等 第 号
登録番号 登録番号 第 号
宅地建物取引士 所属する事務所 本店 宅地建物取引士

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5270

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 3 日	支出額	5,500 円
項目	事務所費	充当額	1,276 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	事務所看板代 R7.10 月分		
備考	$(5,500 \text{ 円} \times 9 \div 31) \times 80 \% = 1,276 \text{ 円}$		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5270

(2/2)

領 収 証		No. 008540
三井 明 様		2025 年 10 月 18 日
金額	¥5,500-	収 入 印 紙
但し 森田ビル201号室2025年10月分有収(0)代金(2025年10月30日)入金 上記の金額正に領収いたしました		
内 訳	BEST HOUSING 株式会社ベストハウジング	
税抜金額	☒ 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号 TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3020	扱 者 印 
消費税額等(%)	☐ 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番5号 TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582	
	☐ 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市永川町2129番地1 TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140	
	☐ 竹の塚店 〒121-0815 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号 TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403	
	☐ 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8 TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885	
社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。		

建 物 賃 貸 借 契 約 書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	森田ビル
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24
構 造・規 模	鉄骨造陸屋根3階建て
用 途	事務所
契 約 面 積	2 階部分 35.34 m ²

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 1 日 から	3 年 0 月間
終期	2026 年 6 月 30 日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃 料	月額 117,700 円 (内消費税等 10,700 円・税率 10 %)
共益費(管理費)	月額 15,400 円 (内消費税等 1,400 円・税率 10 %)
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3 ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・数引	
礼 金	円
賃料等の支払方法	支 払 時 期 翌月分を 毎月 27 日までに支払う ☒ 振込 ☐ 振込先金融機関名・支店名 口座種別 口座番号 口座名義人・フリガナ 振込手数料負担者 借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名 電話 ()
	住所

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

更新料の金額	☒ 新賃料の 1 ヶ月分 ・ ☐ 円
--------	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・この場合借主は書面にて承諾の依頼をするともに配置図などを添付することとする。
- ・貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。
- ・消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 代理印 電話番号 [REDACTED]
借主 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6
氏名 浅井 明 電話番号 048 (962) 5777
連帯保証人 住 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]
極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
取引態様 ☐ 媒介 ・ ☒ 代理 取引態様 ☐ 媒介 ・ ☐ 代理
免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号 免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6 事務所所在地
商号 株式会社 ベストハウジング 商号
代表者等 八巻 康雄 代表者等 第 号
登録番号 登録番号 第 号
宅地建物取引士 所属する事務所 本店 宅地建物取引士

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5303

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 6 日	支出額	5,940 円
項目	事務所費	充当額	5,346 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	廃棄物処理代（可燃物・不燃物・プラ類・資源類等 2025 年 10 月 9 月分）		
備考			

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
取引銀行		取引店	口座番号
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
38051	07-10-06	12:43	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,500	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印 G 認証	
円 円 円		円	
お振込明細またはご案内			
お受取人	埼玉縣信用金庫		
	鴻巣支店		
	普通 0507032		
ご依頼人	1) ササツマツヨウテン様		
	カネコウタセイムカット"ウツ"ムヨ様		
電話番号		[REDACTED]	
取扱番号		400086	
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済			

御 請 求 書

金子ゆう太県政事務所 御中

2025 年 10 月 1 日

製鉄原料

有限会社 笹島商店

埼玉県鴻巣市雷電1-3-15

TEL 048-541-0637・542-5177

FAX 048-541-8870

登録番号 T1-030002082644

下記の通り御請求申し上げます。

請求金額 ¥5,500- (税込)

日付	名 称	数 量		単 価	金 額	備 考
	廃棄物処理代(9月分)	1	式	5,000	5,000	
小 計					5,000	
消 費 税 額 (10 %)					500	
合 計					¥ 5,500	

◎お振込みは下記銀行へお願いします。

〈お振込先〉 埼玉信用金庫 鴻巣支店 普通 0507032

口座名義 有限会社 笹島商店